

令和 8 年度
大阪市予算編成及び政策要望書

大阪維新の会大阪市会議員団

令和7年12月19日

大阪市長 横山英幸様

大阪維新の会大阪市会議員団

幹事長 高見亮

政調会長 高山美佳

令和8年度大阪市予算編成及び政策要望書

本市財政を取り巻く環境は依然として予断を許さない一方で、大阪の持続的な成長と市民生活の質の向上に向けた挑戦を、着実に進めていかなければならない。本市財政は、これまでの市政改革の取組成果や、市税収入の堅調な推移により財政健全化が進み、市債残高の着実な減少により各種財政指標も改善が続いていることは高く評価する。

一方で、「今後の財政収支概算（粗い試算）（令和7年2月版）」では、試算期間を通じて収支不足が見込まれ、試算期間の後半には収支不足額が拡大する見込みである。加えて、近年、障がい者自立支援給付費や生活保護費をはじめとする扶助費の増加が続いていること、今後さらなる物価、賃金、金利の上昇も見込まれることから、財政状況は予断を許さない。引き続き、収入の範囲内で予算を組むという原則にのっとり、市債残高の適切なマネジメントにも取り組みながら、たゆみない市政改革を進めていくことが求められる。

市長はこれまで、「挑戦」をキーワードに、誰にとっても暮らしやすく、成長・発展を続ける大阪の実現に向けて、市政運営を進めてこられた。特に、大阪の未来を担う子どもと子育て世帯への重点投資をはじめ、府市一体での戦略的な施策推進により、大阪の成長をさらに加速させていくとの方向性は、我が会派がこれまで訴えてきた考え方とも軌を一にするものである。

また、2025年大阪・関西万博の成果を一過性のものとせず、SDGs先進都市の実現、ゼロカーボン社会への転換、ヘルスケア分野をはじめとした新たな産業創出など、万博で得られたソフト・ハード両面のレガシーを将来に引き継いでいくとの考えが示されてきた。万博閉幕後は、大阪の次なる成長戦略であり、万博後の持続的な成長・発展と、市民の暮らしの向上に向け、大阪が進むべき道を示す指針（成長戦略）として策定された「Beyond

EXPO 2025」に沿って、大阪の経済成長や都市機能の充実を図り、Well-Beingな副首都・大阪に向けた動きをより一層加速化させることが求められている。

さらに、府市一体で進めてきた成長戦略や、夢洲を中心としたまちづくり、IRを含む国際観光拠点の形成についても、大阪全体の発展と市民利益につながるよう、着実かつ丁寧に進めていく必要がある。その際には、国から示された課題に真摯に対応するとともに、依存症対策をはじめとする市民の安全・安心を守る取組を不斷に強化していくことが不可欠である。

大阪は今、万博を経て、副首都としての役割を現実のものとし、10年先、20年先を見据えた持続的な成長と、誰もが住み続けたいと感じられる都市を実現していく重要な局面を迎えており、そのためには、子育て・教育への投資をはじめ、人への投資と都市への投資を的確に行い、府市一体で成長を生み出し、その果実を市民サービスの充実へとつなげる好循環を確立していくことが重要である。

以上の認識のもと、令和8年度予算編成にあたっては、市長がこれまで示してこられた方針を着実に具体化とともに、万博後の新たな成長段階を見据えた施策を明確に位置づけることを強く求める。我が大阪維新の会大阪市会議員団は、市民が将来に希望を持てる大阪の実現に向け、必要な政策の実行を期して、以下のとおり要望する。

～本予算編成および政策要望書の目次～

要望項目

I. 持続可能な自治体運営のため（市政改革）

- (1) 行財政改革
- (2) 行政機構改革
- (3) 日本の首都機能を支える大阪を目指して

II. にぎやかで活気あふれるまち大阪のため（成長戦略）

- (1) イノベーションと新産業育成
- (2) 誰もが安心して暮らすことができる持続可能な都市の実現
- (3) 都市整備基盤
- (4) 都市交通のグランドデザインの再構築
- (5) 都市魅力向上
- (6) 観光集客都市

III. 安心できる生活のため（住民生活）

- (1) 学校教育及び幼児教育
- (2) 妊娠・出産・子育てを一貫して支える社会の実現
- (3) 医療
- (4) 福祉（高齢者福祉、生活支援及び障がい児者支援）
- (5) 防災

要望項目【詳細版】

I. 持続可能な自治体運営のため（市政改革）

- ① 財政改革
- ② 未利用地の活用
- ③ 未利用施設処理及び地域再生
- ④ 区庁舎等の公共施設の適切な維持管理・更新
- ⑤ 市債残高の削減
- ⑥ 未収金対策
- ⑦ 特定調停団体への関与見直し
- ⑧ 収納事務の見直し
- ⑨ 豊かな地域コミュニティの形成
- ⑩ 新・市政改革プランの確実な遂行

- ① 経営形態の抜本的見直し
- ② 指定管理者制度の実効性向上と競争性の確保
- ③ 水道事業への新たな経営手法導入の検討
- ④ ごみ収集業務の民間化
- ⑤ 保育所・幼稚園の民営化
- ⑥ ブロック化による効率的な行政運営
- ⑦ 公務員制度改革
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 採用・人材交流・評価制度改革
- ⑩ 人材育成
- ⑪ 働き方改革の着実な推進と実効性の確保
- ⑫ ガバナンス改革
- ⑬ 効率的な業務執行体制の確立及び組織の再編
- ⑭ DXの推進
- ⑮ 再就職規制
- ⑯ 団体の削減

(3) 日本の首都機能を支える大阪を目指して・・・・・・・・・・・・12

- ① 副首都構想の実現
- ② 首都機能バックアップ

II. にぎやかで活気あふれるまち大阪のため（成長戦略）

(1) イノベーションと新産業育成 13

- ① 大阪産業局の活用
- ② 大阪・関西万博の跡地利用について
- ③ 大阪公立大学による産学官の連携強化
- ④ 大阪公立大学杉本キャンパス工学部の跡地活用
- ⑤ ハイエンドなものづくりの推進
- ⑥ 成長分野への挑戦支援と新技术の社会実装の推進
- ⑦ 商店街支援

(2) 誰もが安心して暮らすことができる持続可能な都市の実現	14
① スマートシティ	
② マイナンバー制度の活用	
③ 大阪城公園周辺地域（大阪京橋駅周辺、大阪ビジネスパーク駅周辺、森之宮周辺）のまちづくりの推進	
④ 新大阪駅周辺地域のまちづくりの推進	
⑤ 外国人高度専門人材等の受入拡大及び多文化共生に向けた取組	
⑥ 女性支援体制の強化と切れ目のない支援の推進	
⑦ アニマルウェルフェア（動物福祉－犬・猫の理由なき殺処分ゼロ）	
⑧ 国際金融都市	
(3) 都市基盤整備	16
① 脱炭素社会を先導する都市づくり	
② 地産地消エネルギー政策	
③ シェアリングエコノミーの促進	
④ 大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの推進	
(4) 都市交通のグランドデザインの再構築	16
① 道路空間再編の取組	
② 都市交通としての自転車専用レーンの整備	
③ ユニバーサルデザインとノーマライゼーションの一体的推進	
④ 物流を支える高速道路機能の強化	
⑤ 都市計画道路の早期着手	
⑥ 道路・鉄道	
⑦ 持続可能な地域交通の取組	
(5) 都市魅力向上	18
① 地域の既存資産を活かした都市づくり	
② うめきたのまちづくりの推進	
③ なんば広場の魅力化	
④ 難波宮跡公園の魅力向上	
⑤ 大阪ベイエリアの魅力向上と活性化に向けた戦略の策定	
⑥ 公園の適正な管理と官民連携による公園の活性化	
⑦ 多様な遊具導入と機能分担による身近な公園の質的向上	
⑧ 道路等の適正管理	
⑨ 組織横断的な空家対策	
⑩ 市営住宅のあり方の見直し	
⑪ 斎場・靈園・葬祭場	
⑫ ミナミエリアの環境改善	
(6) 観光集客都市	20
① 国際エンターテイメント・コンベンション都市の創出	
② 関西観光ポータル化の推進	
③ 大阪市域全体のWi-Fi化	
④ 水都大阪として観光拠点の活用	
⑤ 客引き禁止の更なる取組	

- ⑥ インバウンドを想定した帰宅困難者・安全対策
- ⑦ 路上喫煙禁止の実効性確保のための対策強化
- ⑧ 文化都市の確立
- ⑨ スポーツ振興

III. 安心できる生活のため（住民生活）

(1) 学校教育及び幼児教育 21

- ① 教育振興基本計画の推進
- ② 教育行政の分権化
- ③ 教育無償都市大阪の実現に向けたさらなる取組
- ④ 不登校対策
- ⑤ 学校における多職種連携による包括的支援体制の強化
- ⑥ いじめ対策
- ⑦ 校長公募
- ⑧ 人事評価の制度構築
- ⑨ 教員が授業に専念できる体制づくり
- ⑩ 教育現場における様々な危険回避のためのリスクマネジメントの強化
- ⑪ 全国平均を上回る学力・体力の実現
- ⑫ 多様化するニーズに対応した公教育の実現
- ⑬ I C T 教育
- ⑭ 情報リテラシー教育
- ⑮ 生きる力を育む「性に関する指導」の充実
- ⑯ 学校図書館の機能強化
- ⑰ 部活動について
- ⑱ 学校配置適正化
- ⑲ 児童・生徒の急増対策
- ⑳ 小中学校の標準服の見直し
- ㉑ 幼児教育の質の向上
- ㉒ 大阪市立小・中学校の安全対策

(2) 妊娠・出産・子育てを一貫して支える社会の実現・・・・・・25

- ① 児童相談所の機能強化
- ② 子どもの貧困対策
- ③ 共同親権支援
- ④ 児童虐待防止体制の連携強化
- ⑤ 予期せぬ妊娠を減らす取組
- ⑥ 里親委託率の向上
- ⑦ 妊娠・出産にかかる自己負担の軽減・無償化
- ⑧ 病児・病後児保育事業の充実
- ⑨ 不妊に悩む方への支援の拡充
- ⑩ 新婚・子育て世代の市内居住の促進
- ⑪ 母子手帳交付時の対応
- ⑫ きめ細かな支援を行うための体制づくり
- ⑬ 子育てをサポートするためのＩＣＴサービスの充実
- ⑭ 子育て家庭へのレスパイトケア

- ⑯ 習い事・塾代助成事業
- ⑰ 親子の居場所作り
- ⑱ 待機児童対策のさらなる推進
- ⑲ 0～2歳児保育無償化
- ⑳ 認可外保育施設への制度拡充
- ㉑ 外国につながる未就学児への支援体制の充実
- ㉒ 小児がん等の重い病気を抱える子どもと家族への包括的支援の充実について

- ① 中之島の未来医療国際拠点づくりの推進
- ② ギャンブル等依存症対策
- ③ 産科、小児科、救急医療等の充実、強化
- ④ がん検診・特定健診の受診率向上
- ⑤ 将来のパンデミックに備えた保健所体制の強化
- ⑥ 予防接種促進

(4) 福祉（高齢者福祉、生活支援及び障がい児者支援） ・・・・・・ 28

- ① 地域包括ケアシステムの構築、特別養護老人ホームの整備等
- ② 健康寿命延伸に向けた予防・健康づくり
- ③ 総合的な相談支援体制の充実
- ④ 生きることの包括的な支援としての自殺防止対策の推進
- ⑤ 生活保護の適正化
- ⑥ ひきこもりへの支援体制の構築
- ⑦ 障がい者支援の充実
- ⑧ 障がい者の子育て支援
- ⑨ 障がい児支援の充実
- ⑩ 重症心身障がい児者支援のためのショートステイの拡充
- ⑪ 認定事務の迅速化
- ⑫ 手話に関する施策の充実
- ⑬ 福祉乗車証のＩＣカード化
- ⑭ 社会福祉施設等に対する物価高騰対策支援

- ① 大規模災害対策の推進
- ② 避難所等のインフラ強化
- ③ I C Tを利用した災害時の情報収集と発信
- ④ 大規模災害に対する消防力強化
- ⑤ 適正な救急車利用の推進
- ⑥ 地域防災組織の強化
- ⑦ 災害備蓄物資の調達・保管業務の外部委託
- ⑧ 民間資本を活用した多機能案内板等の設置
- ⑨ 密集市街地の整備と住宅等の耐震化
- ⑩ 受援計画の策定
- ⑪ 要支援者個別避難計画の早期策定
- ⑫ 公衆浴場への支援
- ⑬ 廃校後の避難所への空調機の配置

I. 持続可能な自治体運営のため（市政改革）

（1）行財政改革

①財政改革

これまでの市政改革の取組により、財政健全化が進んでいるものの、「今後の財政収支概算（粗い試算）（令和7年2月版）」では、試算期間を通じて収支不足が見込まれる。また、金利や物価・賃金が上昇していることに加え、税制改正の内容が今後の収支へ影響を与える可能性があり、財政状況は予断を許さない。このような状況においても、大阪市が持続的に発展していくためには、たゆみない市政改革により維持管理コスト削減に取り組むとともに、市税収入を高めるような積極的な経済施策を大阪全体で行う必要がある。また、中期的な財政収支の見通しを持ち、収入の範囲内で予算を組む、予算の編成過程の情報を公開し透明性を確保する、といった原則にのっとり、健全で規律ある財政運営の確保を図られたい。

②未利用地の活用

未利用地については、引き続き計画的な売却を進めるとともに、将来の行政需要を見据えて留保財産とする土地については、総合的な判断により選定すること。また、売却に長期間を要している土地に関しては、原因の分析に加えて、状況に応じた個別の対応を行うなど早期の売却に向け取り組むとともに、積極的な暫定利用も進めること。

③未利用施設処理及び地域再生

現在、市有施設において、当初の建築目的での供用が廃止されており、活用方針が未定のものは、未利用施設として整理すること。また、未利用施設の閉鎖後も諸経費を要しながら放置されている状態を止めるよう対策を講じること。加えて、地域の実情・ニーズに応じて、区長マネジメントのもと地域の活性化を図ること。

④区庁舎等の公共施設の適切な維持管理・更新

公共施設のあり方については、全市的なアセットマネジメントの観点を持ち、部局横断による効率的な施設運営を行うことが重要であり、区庁舎を含めて、今後老朽化する本市施設に関して、時代に合った変化に対応しながら、持続可能な施設マネジメントを推進すること。また、施設の複合化により新たな余剰地を生み出すなど、一層踏み込んだ市有財産の有効活用を検討すること。特に、区庁舎の建替えについては、早期の完成に向けて、工程管理の体制の強化すること。

⑤市債残高の削減

令和6年度末で1兆9,978億円ある一般会計の市債残高について、金利が上昇していることからもさらなる残高の抑制を行い、将来世代に負担を先送りしないため、「実質市債残高倍率」の目標を上回らないよう、適切にマネジメントを行うこと。

⑥未収金対策

国民健康保険料の収入確保は、財政面だけでなく被保険者間の負担の公平性を確保する観点からも重要であることを踏まえ、預貯金電子照会システムの導入などにより業務効率化を図るとともに、区と局が一体となり、より一層の収納対策強

化と適切な債権管理の徹底を図ること。また、その他の生活保護費返還金などの未収金についても、中期目標を定めてしっかりと取り組まれているが、区と局の連携を強化し、さらなる未収金残高の削減に向けて収納対策に取り組むこと。

⑦特定調停団体への関与見直し

特定調停を経た団体について、経営の自立化を一層促すとともに、市の関連支出の不断の見直しを図ること。

⑧収納事務の見直し

現在、各局で行っている収納事務を整理するとともに、全市横断的な収納システムを構築し、コンビニやカード払いなどの促進及び市民の利便性向上を図ること。収納事務のDXを推進し、市税事務所の集約化を一層進めつつ、未収金の縮減に努めること。また、住民票・戸籍関係証明書の交付における郵送請求での手数料を、士業からの職務上請求も含めてキャッシュレス化を着実に進めること。

⑨豊かな地域コミュニティの形成

コミュニティを取り巻く課題が多様化・複雑化する中、町会・自治会の本来の意義を改めて市民に発信し、住民のみならず地域企業も含めた共助の仕組みづくりを推進するとともに、既存の枠組みにとらわれない多様な方策を講じて地域活動の活性化と豊かなコミュニティの形成づくりを進めること。

⑩新・市政改革プランの確実な遂行

令和6年に作成された新・市政改革プランを確実に遂行し、2040年問題を念頭に、「大阪市DX戦略」「大阪市働き方改革実施方針」「区政がめざす姿」の進捗確認をしながら全てを連携して推進させる等による全庁横断的な改革を行い、業務コストの縮減と市民サービスの向上を急ぐこと。

(2) 行政機構改革

①経営形態の抜本的見直し

大阪市は他都市と比較して現業職が多いという構造的特徴がある。今後は、民間で実施可能な業務は積極的に民間へ移行し、役所は民間で対応できない領域に集中するという原則に立ち返るべきである。また、大阪府全域で行う方が効率的となる業務については、本市が単独で担う必要はない。

この観点から、現業部門についても民間委託を含めた経営形態の抜本的見直しを進め、聖域なき改革を実現すること。これにより、市民サービスの向上、職員人件費の削減、不要資産の売却による財源の創出等を図ることを強く求める。

②指定管理者制度の実効性向上と競争性の確保

これまで導入してきた指定管理者制度について、近年の公募では1者応募が増加し、民間の競争性が十分に発揮されていない状況が見られる。

民間の創意工夫が活かされ、市民にとってメリットが最大化されるよう、競争性と効率性が担保される制度運用へ改善を図ること。

③水道事業への新たな経営手法導入の検討

安心・安全な水道事業運営を行うため、事業の持続性及び公共性を担保することを前提として、海外を含めて他都市の事業運営手法を調査し、水道料金の値上げ

を行う前に経営の効率化に向けてより大規模水道事業体に合った官民連携手法の検討を行うこと。

④ごみ収集業務の民間化

ごみの収集業務の民間化を普通ごみも含めスピード感をもって進めるとともに、収集業務の担い手となっている許可業者数の拡大や入札参加資格要件の緩和など、より競争性を高める手法を取り入れ、ごみ処理にかかる経費を削減し、サービスの向上を図ること。また、ごみ減量施策を着実に実行しつつ、事業系と家庭系で分けた目標を策定し、現況に鑑み適正なごみ処理体制の構築や、必要に応じた計画・目標の見直しを図ること。

コミュニティ回収の対象となるごみは引き続き民間事業者へ委託するとともに再資源化の売却益を基に地域活性化と費用抑制を図ること。

⑤保育所・幼稚園の民営化

民間からの参入意欲を増すために、柔軟かつ利用者目線に立った運営提案を取り入れて民営化を進め、幼児教育の充実、待機児童の解消、子育て・福祉サービスの向上を図ること。特に、公立保育所の民営化については、令和4年3月に策定した「公立保育所民営化推進計画」に固執することなく、柔軟な手法を取り入れ、全市的な課題として着実に民営化を進めること。

また、保育所の調理員の民間委託化など、できるところから民営化を進めること。幼稚園は民営化が進んでいないことから、少子化による利用率の低下から定員数が満たない園は統廃合を進めるとともに、幼保連携を進め認定こども園などの手法を用いながら早急に対応すること。

⑥ロック化による効率的な行政運営

市民サービスを拡充していくための最前線にいる区政をさらに前に進めるため、区CM事業については、行政区のロック化を用いながらその見直しと拡充を行い、必要な権限・予算を拡充するとともに、本市としてロック単位で各エリアに効果が発揮される体制を整えること。

また、ニアイズベターの一層の実現に向け、市内一括で行なっている施策及び事業についても、ロック化の手法により縦割り行政の弊害をなくし、エリア毎の住民ニーズに寄り添う体制を構築するとともにより効率的な行政運営に努めること。

あわせて、現在、局ごとに異なる既存のロック割りについても、区長をトップとした地域マネジメントが一層効果的となるよう、各ロックにおける編成区の統一を図ること。さらに、令和6年度中に策定したロードマップに基づき、これらロック化の体制については、市長の任期中にその効果が発動するよう取り組むこと。

⑦公務員制度改革

公務員に対する市民の信頼を高め、市民のための組織に変えていくため、下記の項目にあげる公務員改革をより一層断行されるよう要望する。

⑧要員計画

DXの推進や行政事業の効率化を見据え、職員数の適正配置を着実に進めること。また、職員数の削減方針に沿って、役職ポストについても削減目標を設定し、計画的に見直しを行うこと。

現業職員については、技術・ノウハウ継承の観点から採用を再開しているが、そもそも業務を直営で担う必要性の有無を含め、今後の要員計画を慎重に検討すること。

あわせて、定年退職者の増加が見込まれる中で、専門技術が途切れることなく確実に継承され、業務が停滞することのないよう、計画的な人材育成と配置管理を強化すること。

不足する技術職については、局単位の配置にとどめず、本市全体の施設計画を一體的に遂行できるよう、専門人材を集約的に運用できる仕組みを構築すること。

また、早期退職制度等も適切に活用し、定めた削減目標の達成に向けて、組織運営の効率化を確実に進めること。

⑨採用・人材交流・評価制度改革

市政運営の一層の質の向上のため、職員の資質・能力に基づいた適材適所の配置及び人材育成を行い、能力がより高く発揮できるよう努めることが重要である。また、幹部公務員については、年功序列ではなく、市内外、公務員内外を問わず、やる気と能力のある者を積極的に登用する必要がある。その観点から、改めて所属長ポスト等について広く内外から公募するとともに、さまざまな職階における外部人材登用の検討など、国・府・市さらには官民の積極的な人材交流による組織の活性化をより一層図られたい。また、令和6年度に見直された相対評価の制度にあっては、制度が形骸化してしまわないよう、適合性・妥当性・公平性について透明化に努め、昇給・昇格・勤勉手当への反映等、メリハリのついた処遇を引き続き徹底することで職員の意欲向上を図ること。

人材が不足している分野の技術職について資格手当や資格取得制度の見直しも含めて検討すること。

人事管理制度に関して外部の有識者を入れた検討委員会を設置し社会情勢に即して改革していくこと。

⑩人材育成

本市に必要な人材を育成するため、本市が置かれている環境、技術革新の状況に応じて、研修内容の変更、ジョブローテーションの最適化を行うこと。特にA IをはじめとするI C T技術にあっては日進月歩であり、各局に任せただけでなく、総務局とデジタル統括室にて丁寧にキャッチアップしたうえで、本市の業務に必要なスキルセットの明確化を行うこと。また、市全体あるいは各部局内で定期的に職員提案を募集するスキームなどを活用し、ボトムアップ型でもD Xの推進に努め、先進的なI C T技術を有する民間事業者との積極的な人材交流、即戦力人材の戦略的な採用・交流等を進め、I C Tを活用した新たな働き方を本市職員が実体験し、本市の業務のあり方を客観的に見直す事ができるよう努められたい。

⑪働き方改革の着実な推進と実効性の確保

職員の能力を最大限に発揮し、組織パフォーマンスを向上させるため、ワーク・ライフ・バランスの確保、柔軟な働き方の導入、超過勤務の削減、業務プロセスの効率化を着実に推進すること。

特に、従来の働き方にとらわれない多様なワークスタイルが求められる中、策定された「大阪市働き方改革実施方針」に基づく取組を形式的な運用にとどめることなく、現場の実態と乖離する事がないよう、制度の実効性を確保しながら職員の働き方改革を確実に進めること。

⑫ガバナンス改革

全体の奉仕者である公務員として、信賞必罰は必要である。適性を欠く職員、勤務成績不良の職員や適格性を欠く職員に対しては、職員基本条例に基づき懲戒処分・分限処分を厳格に実施することにより、組織の規律及び公務の適正な運営を確保し、度重なる不祥事などによって失った市民からの信頼を回復することに注力されたい。

⑬効率的な業務執行体制の確立及び組織の再編

新たな行政課題や住民の多様なニーズに対して、効果的かつ迅速に施策を実施するため、縦割りによる弊害が生じないよう、全庁的な連携や横串を意識した業務執行体制を再構築すること。

⑭DXの推進

令和5年3月に策定された「Re-Design おおさか～大阪市DX戦略～」に基づく具体的な取組計画である「大阪市DX戦略アクションプラン」に毎年見直しをかけてデジタル化の取り組みを弛まず増進させること。縦割りの弊害をなくすDX戦略に特に注力し、局事業のみの進捗管理ではなく、局が保有するデータの横断的活用により、他局の事業への相乗効果の発揮など全庁的な最適化に取り組むこと。また、急速に進化するAI技術については、積極的な利活用とリスク管理を一体的に推進するため、CAIO(Chief AI Officer)の設置を含むAIガバナンス体制の整備に取り組むこと。

⑮再就職規制

ルールに基づき今後も適正に管理すること。

⑯団体の削減

外郭団体の指定を外れることによって市民生活に不利益が生じると合理的に認められるもの以外は、基本方針として全廃を目指すこと。

(3) 日本の首都機能を支える大阪を目指して

①副首都構想の実現

令和7年10月20日の自民党と日本維新の会の連立政権合意書において、副首都法案を令和8年通常国会で成立させることが合意された。

これまで、大阪市では、大阪府とともに、副首都ビジョンを策定し、府市行政の一元化や都市の経営効率の向上、大阪・関西万博などビッグプロジェクトを成功に導いてきた。については、副首都法案の成立に向けて、時機を逃さず、国に大阪の声を届けること。

②首都機能バックアップ

副首都・大阪の役割である、非常時の首都機能バックアップを果たしていくため、令和8年の設置が予定されている防災庁の地方拠点が大阪に設置されるよう国に働きかけること。

II. にぎやかで活気あふれるまち大阪のため（成長戦略）

都市機能を強化し、高機能な都市を目指すこと。国の「第2期スタートアップ・エコシステム拠点形成戦略に向けた基本的考え方」に基づき選定された「グローバル拠点都市」として、継続的にイノベーションが生まれる環境（イノベーション・エコシステム）の構築に向け、うめきたの知的創造拠点ナレッジキャピタルにおいて、世界から人材・資金・情報を引き込むグローバルイノベーション創出支援事業を推進すること。

（1）イノベーションと新産業育成

①大阪産業局の活用

府市の中小企業支援の強みを融合した大阪産業局を中心に、大阪経済の発展のために活用すること。具体的にはO—B I CとJ E T R Oと連携して国内外の販路開拓や経営相談等の支援策に取り組むこと。

また、今後大阪の更なる発展による経営基盤の拡大を見据え、近隣府県企業の大阪進出や税収効果も期待されることから、広域的な大阪府外への広報・周知を強化すること。

②大阪・関西万博の跡地利用について

万博開催地の跡地利用については、速やかな再開発に着手するためにマスタープランを策定し、撤去工事と再開発工事がシームレスにつながるよう努めること。併せて、万博を記念する「公園・緑地等」として、大屋根リング約200mを残置する方針が示されたエリアの整備にあたっては、大阪・関西万博の会場運営費の剰余金や国の交付金等の活用の検討、大阪府の負担、協力いただく個別企業を探すなど、財源の確保に努めること。また、万博跡地の夢洲第2期区域については、万博の理念を継承した国際観光拠点の形成を目指したまちづくりを着実に進めるとともに、大阪パビリオン跡地についても、隣接する大屋根リングの残置エリアとともに万博のレガシーの魅力を発信できるように利活用されたい。

③大阪公立大学による产学官の連携強化

大阪公立大学について、産、学、官の連携をさらに強化し、「都市のシンクタンク」「技術インキュベーション」機能を果たし、大阪の発展を牽引する「知の拠点」として、中小企業の技術革新やサービスの開発並びに新事業展開を促進すること。

④大阪公立大学杉本キャンパス工学部の跡地活用

大阪公立大学の学部集約により、杉本キャンパスの工学部が移転することに伴い、学生数が減少し、約2万m²の跡地が生じる。地域経済の観点からも、大学と大阪市で協議を進め、跡地活用の方針を早急に示すこと。

⑤ハイエンドなものづくりの推進

中小企業などによる新たな研究開発プロジェクトの創出や、ものづくりを支援する体制の充実などにより、大阪から付加価値の高い技術や製品を数多く生み出すことを目指すこと。

あわせて、大阪ならではの魅力ある產品や技術を活かした「おおさかもん」のブランド価値向上に向けた取組を支援し、地域発の高付加価値製品として国内外へ発信できる環境を整備すること。

これにより、大阪の産業競争力を高め、地域全体のイノベーションの創出につなげること。

⑥成長分野への挑戦支援と新技術の社会実装の推進

挑戦を促す支援の強化や、成長分野への参入の促進など、努力する企業ほど優遇される仕組みへ転換を図り、果敢に挑戦する中小企業を応援する制度を構築したい。また、2025年大阪・関西万博において実施された数多くの実証実験を検証し、その成果を大阪の成長分野における新技術の実装につなげること。空飛ぶクルマ等の次世代モビリティや、ライドシェアをはじめとした新たなサービスモデルについても、規制改革や支援策と連動させながら、実装・普及に向けた取組を着実に進めること。

⑦商店街支援

時代に即した商店街支援策を講じ、商店街活性化に向けた支援策を強化すること。

(2) 誰もが安心して暮らすことができる持続可能な都市の実現

①スマートシティ

ICTを活用した行政のデジタル化の取り組みを推進するとともに、住民生活の質の向上を実現するため、先端テクノロジーを活かした大阪にふさわしいスマートシティの実現を進めること。

②マイナンバー制度の活用

マイナンバーカードが保険証や運転免許証等と一体化することで、市民の利便性が大きく向上していることを踏まえ、カードを持つ意義について市民に十分周知するとともに、制度の活用策をさらに検討し、市民サービスの向上を図ること。あわせて、個人情報の漏えい等を防ぐため、情報セキュリティの確保を徹底すること。

また、希望するすべての市民が円滑にカードを取得できるよう、区役所と連携しながら引き続き着実に取り組むこと。

③大阪城公園周辺地域（大阪京橋駅周辺、大阪ビジネスパーク駅周辺、森之宮周辺）のまちづくりの推進

「大阪城公園周辺地域まちづくり方針（2025年5月）」に基づき、東西都市軸の新たなヒガシの拠点として、国際的な観光・イノベーション拠点の強化・形成に取り組むこと。大阪城東部地区では、大阪メトロ森之宮新駅と駅前空間を早期に実現し、民間活力の導入を図りながら、観光集客・人材育成・商業・居住機能等の集積による多世代・多様な人が集い・交流する国際色あるまちづくりに取り組むこと。京橋駅周辺では、ヒガシの玄関口として、コネクティブシティ実現に向けて進めて行くこと。

④新大阪駅周辺地域のまちづくりの推進

「新大阪駅周辺地域まちづくり方針（2025年6月）」に基づき新大阪駅エリア・十三駅エリア・淡路駅エリアを一体として捉え、世界有数の広域交通ターミナル

のまちづくりをめざし、官民連携した取り組みを推進すること。特に、都市再生緊急整備地域に指定された新大阪駅エリアにおいて、都市再生制度を活用した民間都市開発の促進に取り組むこと。

⑤外国人高度専門人材等の受入拡大及び多文化共生に向けた取組

外国人高度専門人材の意欲を高める環境整備など、「学ぶなら大阪」「働くなら大阪」と思われる都市を目指すこと。

また、日本語の指導が必要な子どもたちの急増により地域の公立学校に過度な負担と混乱が生じていることから、日本語習得のための専門的な教育環境を整備し、地域の学校へは日常会話程度の日本語を習得してから在籍校へ通学する仕組みを整えること。合わせて、保育・医療・福祉分野の多文化共生も切れ目なく進め、地域住民との言語・文化の違いを分かり合える取り組みを地域の実情を把握する区長会で進めること。

⑥女性支援体制の強化と切れ目のない支援の推進

女性が尊厳と誇りをもって生きることができる社会は、女性活躍や男女共同参画の前提となるものである。これまで整備されてきた相談体制や支援サービスを基礎に、困難を抱える女性への支援を“つながる・続く”仕組みとしてさらに発展させ、相談・保護・自立支援を切れ目なく提供できる体制の強化を図ること。

あわせて、若年女性の孤立やDV・性暴力、デジタル空間における新たなリスクなど、今日的な課題に対応するための予防的支援を拡充し、地域や関係機関との連携を強めながら、女性が安心して暮らし、自立した生活を築ける社会の実現に向けて施策を一体的に推進すること。

⑦アニマルウェルフェア（動物福祉－犬・猫の理由なき殺処分ゼロ）

OECDがアニマルウェルフェア（動物福祉）の指針を昨年一新したことで、企業のCSRの一環としても認識されており、日本においてのランクはA-GランクのうちEランクと低い。人と動物とが共存できる豊かな生活環境作りのため、飼い主・販売主・市民の意識の向上、引取数の削減、返還と適正譲渡の推進に関して具体的な目標を立て、その実行管理をした上、犬・猫の理由なき殺処分ゼロを目指すこと。多頭飼育崩壊を未然に防ぐため、通報窓口の設置及び解決に向けた支援を行うこと。飼い猫の不妊手術助成が適切に運用できるように取り組むこと。地域猫の申請にもオンライン化を進めること。

動物の愛護及び管理に関する法律の趣旨に違反する悪質な動物取引業者やペットショップといったペット産業関連業者に対して、適切な取り締まりを実施すること。

さらに、殺処分の理由がある犬猫についても出来るだけ減らす取組を行うこと。

あわせて国も取り組んでいる「ワンヘルス」の理念に基づき、次なる行動計画を立てること。

⑧国際金融都市

府市、経済団体など官民一体となり、国際金融都市の実現に向けた取り組みを進めること。国際教育に対応した教育機関の充実、投資家と企業をマッチングする仕組み作り、ビジネスネットワークの構築や情報共有のためのプラットフォームの整備に努めること。

(3) 都市基盤整備

①脱炭素社会を先導する都市づくり

電気自動車など次世代自動車の普及を促進し、また、快適で環境にやさしい建築物への誘導を行う制度を推進し、地球にやさしい都市づくりを目指すこと。
事業者のCO₂排出削減の取り組みを積極的に支援する仕組みの構築や、啓発に努めること。

②地産地消エネルギー政策

民間資本を活用したエネルギー政策、地産地消のエネルギー政策を目指し、省エネルギーや再生可能エネルギー利用の促進を図ること。新エネルギーについても太陽光発電・木質バイオマス発電・水素エネルギーなどの導入を検討するとともに、市域における再生可能エネルギー増につながると期待されるペロブスカイト太陽電池の社会実装や市域に地下水が豊富にあることを活かした帶水層蓄熱の導入拡大を行い地下水の再利用も国に求めるよう検討すること。

③シェアリングエコノミーの促進

シェアリングエコノミーを推進することで、高循環低廃棄の都市のトップランナーを目指すこと。日本語が読めないインバウンド旅行者や、ICT機器の操作に不慣れな高齢者を意識し、ユーザーインターフェースの簡易化や、各事業者間での共通企画化を官民共同で進めること。

④大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの推進

2030年度に大阪湾への流入プラスチックごみ量を半減させるという目標の実現に向け、2025年度を目途に施策の見直しが予定されている。これにあたり、「みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト」をはじめ、地域と連携して進めてきた資源循環の取組について、これまでの実施状況や効果を検証し、今後の改善・拡充に結びつけること。

あわせて、海洋ごみの多くが陸域で発生していることを踏まえ、イベント等でのリユース食器の活用や使い捨てプラスチックの発生抑制など、陸域対策を強化すること。

資源循環の取組と発生抑制策を一体的に進めることで、行政・企業・市民が協働して海洋ごみ削減を持続的に実践できる仕組みを構築し、大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの達成に向けた取組を着実に推進すること。

(4) 都市交通のグランドデザインの再構築

①道路空間再編の取組

大阪のメインストリートである御堂筋を、人中心のストリートへと転換するため、道路空間の再編に取り組むこと。あわせて、民間活力の導入を促進し、地域の賑わいを創出すること。世界ストリート会議で構築したネットワークや得られた成果を継続的に活かし、海外都市との連携を深めること。これにより、世界中から人や企業の関心を高め、御堂筋を核としてまち全体の活性化を推進すること。

②都市交通としての自転車専用レーンの整備

自転車は、本市における主要な都市交通の1つであることから、本市のまちづくりにおいては、「大阪市自転車活用推進計画」を重要な施策と位置づけ、独立した自転車専用レーンの整備やシェアサイクル等の利用ルールの徹底など、安全対

策を着実に推進とともに、ニーズの高いエリアへの駐輪場整備を民間活用にて推進し都市魅力の向上に努めること。

③ユニバーサルデザインとノーマライゼーションの一体的推進

障がいの有無や年齢にかかわらず、すべての人が安全・安心・快適に移動できる都市環境を実現するため、公共施設・公共交通・道路空間のユニバーサルデザイン化を、これまで以上に計画的かつスピード感をもって推進することが求められる。

特に、超高齢社会の進行により、今後増加する高齢者や移動に困難を抱える市民が日常的に利用しやすい環境整備は急務である。段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの整備、歩行空間の安全性向上など、道路空間のバリアフリー化を着実に進めるとともに、安全な道路空間の整備に向けてさらなる取り組みを進めること。

これらの施策を「ノーマライゼーションの実現」という視点から総合的に進め、誰もが安心して外出し、地域で自立した生活が送れる都市をめざすこと。

④物流を支える高速道路機能の強化

物流円滑化や住民の環境改善の観点から、大型運搬車両が既成市街地を通過することなく目的地までアクセスできるよう、都市のあるべき姿を見据えた広域的な道路ネットワークの形成に向けて府市一体となって、確実な整備を進められたい。

⑤都市計画道路の早期着手

「都市計画道路の整備プログラム（令和7年10月）」を着実に進捗させるために必要な予算を確保するとともに、都市計画道路の整備に早期着手することで、交通の利便性や都市の防災性を高め、都市機能の向上を目指すこと。

⑥道路・鉄道

淀川左岸線（2期）及び延伸部整備による、ミッシングリンク解消等により、阪神都市圏の道路ネットワークの強化を目指すこと。また、踏切除却により、踏切渋滞、事故の解消など都市交通の円滑化及び市街地の一体化を促進するとともに、市内に残る踏切の安全性の確保、立体交差化なども進めること。

「JR片町線・東西線 連続立体交差事業」により、JR京橋駅東側の踏切の除却や「南海高野線連立立体交差事業化」の推進により、交通アクセスの向上を図ること。

OTSの鉄道事業部門については将来的な大阪メトロとの一本化も含めて検討を深め、駅舎リニューアルなども含めた一体的な都市開発に資する体制を模索すること。

また、夢洲アクセス鉄道に関する検討にあたっては、夢洲における経済や賑わい効果を大阪一円に波及させるために、舞洲や咲洲、大阪港など周辺地域含むベイエリアの発展と回遊性を見据えた鉄道アクセスとなるよう取り組むこと。

⑦持続可能な地域交通の取組

市民の移動の利便性向上のため、AIオンデマンド交通や万博レガシーを活用した路線バスの自動運転にかかる社会実験を実施すること。なお、AIオンデマンド交通においては車いす対応の乗降場所を増やすなど、バリアフリーに向けた取組を事業者と連携して進めること。また、現在社会実験中のいまざとライナー（BRT）についても、継続運行に向けて取り組むこと。

(5) 都市魅力向上

①地域の既存資産を活かした都市づくり

高齢化が進む都市の再生、地域の資源を活かした景観形成やまちづくりの促進など、中之島エリアの整備は進んだことから、続いて天王寺周辺の既存の公的資産・民間資産を有効活用し、都市の活力を再生することを目指すこと。また、魅力ある都市環境の創出を目指し、緑の魅力あふれる美しく風格ある都市景観の形成や官民連携によるエリアマネジメントを推進するとともに国内外へ戦略的な都市プロモーションに取り組むこと。

②うめきたのまちづくりの推進

うめきた2期区域における「みどり」と「イノベーション」の融合拠点の形成の実現に向け、比類なき魅力を備えた「みどり」を核とした多様な人材の集積・交流等によるイノベーション創出とそれを支える基盤整備を2027年度の全体まちびらきに向けて遅滞なく行い、工事費の管理も確実に行うこと。

③なんば広場の魅力化

なんば広場の本格的な活用が進む中、今後も周辺地域や運営管理主体と連携して、賑わいの最大化や魅力向上、安心・安全・清潔の維持などの取り組みを進めること。なんば広場と繋がるなんさん通りについては、東西の通りも道路空間の再編について検討を進めることで、なんばエリア全体の回遊性向上に努めること。

④難波宮跡公園の魅力向上

北部・南部ブロック共に、引き続き民間事業者と連携を図り、魅力発信・向上に取り組むこと。環境改善についても気を緩めることなく、対策が必要な場合は早期に取り組み、改善すること。

⑤大阪ベイエリアの魅力向上と活性化に向けた戦略の策定

これまで本市は大阪ベイエリアの魅力向上と活性化に向けて様々取り組んできたが、万博閉幕後に予定されている2期のまちづくりやIR開業など、夢洲における経済や賑わいをベイエリア内、さらには大阪一円に広げていく必要がある。当該エリア間の回遊性においても課題となる多様な交通網の整備も視野に入れると、まずは夢洲を核とした大阪ベイエリア全体が継続的に発展・成長していくことが重要である。大阪府市の港湾全体で考える物流機能の強化策とともに、レジデンス、エンターテイメント、レジャーなど幅広い視点から、大阪ベイエリア内の各エリアにおける一層の発展と活性化に向けた取組みを積極的に進めるとともに、エリア間における連動、連鎖も視野に入れた今後のベイエリアのまちづくりについて、BEYOND EXPO 2025で明確な戦略を示すとともに、当該戦略に沿ったまちづくりを官民連携により推進すること。

⑥公園の適正な管理と官民連携による公園の活性化

鶴見緑地・長居公園や靱公園などの大規模公園の活性化に向け、PMOなど積極的に民間の力を活用すること。また、市民にとって身近な中小規模公園についても、多様な官民連携手法を活用し、魅力向上や維持管理の効率化を図ること。

⑦多様な遊具導入と機能分担による身近な公園の質的向上

多様な遊具の導入による魅力向上と、近接する公園の機能分担を進め各公園の特性を最大限に生かした再整備を行い、世代を問わず誰もが快適に利用できる身近な公園づくりの実現に向け、質的向上に資する施策を着実に推進すること。

⑧道路等の適正管理

放置自転車対策については、キタ・ミナミの繁華街対策として実施している放置自転車等総合対策の充実強化を図るとともに、放置禁止区域における自転車撤去については地域の実情に合わせリアルタイム撤去を導入するなど効率的な撤去を実施すること。放置禁止区域外についても猶予期間の短縮などの効率化を実施すること。また、保管所運営業務の効率化や附置義務駐輪場の適正指導を進めるここと。さらに、放置自転車対策の施策立案あたっては、DX技術を活用し正確な放置状況等の把握を行い、EBPMアプローチにより、効果的な放置自転車撤去施策や駐輪場整備施策を進めるとともに、撤去保管料等のモニタリングを継続し適正な原因者負担を求めるここと。これら放置自転車対策の充実強化を進め、放置自転車のないまちを実現されたい。放置自転車に加え、キタやミナミの繁華街においては、置き看板やテーブルや椅子などで道路が塞がれており、歩行者が車道を通行する状況にあり大変危険であることから、通行環境の改善に向けて強化した取組を行うこと。

⑨組織横断的な空家対策

空家等対策計画に基づき、組織横断的な空家対策の取り組みを推進すること。特に、リスクの高い地域を優先した積極的な調査を行い、特定空家及び管理不全空家の指定を進め、空家の利活用を促進すること。また、組織横断的な連携により、所有者不明空家の解消を推進すること。

⑩市営住宅のあり方の見直し

従前どおりの建て替え手法ではなく、子育て世代へのアプローチも踏まえて、大阪市内の空家状況について総合的に計画し、将来の人口推計に対応出来る戸数の計画を立て実施すること。現地建て替えだけではなく集約化の方向で進めること。市内中心部の募集倍率が高い場所については世代間交流を図るためにも、子育て層に対して定期借家制度などを用いた新たな取り組みを行うこと。また、募集倍率が著しく低い空き住戸については、災害対策・防災をはじめ地域の安心安全、さらには地域コミュニティの活性化に繋がる有効活用に努めること。

⑪斎場・霊園・葬祭場

斎場について、「大阪市立斎場整備事業基本構想」に基づき計画的に整備を進めるとともに、社会情勢等の変化等を引き続き注視し、安定的かつ効率的な運営に取り組むこと。

霊園、葬祭場についても、本市全体施設の規模を鑑みて将来の都市の姿などを見据え、運営のあり方を検討し、集約も含めて見直しを行うこと。

⑫ミナミエリアの環境改善

ミナミエリアの環境改善に向けて検討会議が立ち上げられたことを踏まえ、放置自転車、はみ出し看板、ごみ問題、路上喫煙や喫煙所の設置、客引きなど、地域課題に対して短期集中的に効果を上げ、取組を進めること。

これらの課題解決にあたり、地域の負担軽減を図りつつ関係者と連携し、全庁をあげて取組を加速させること。

その上で、ミナミエリアを持続的に美しく快適なまち、誰もが安心・安全に過ごせるまち、世界に誇れるまちへと発展させ、ミナミから大阪の魅力を発信していくこと。

(6) 観光集客都市

①国際エンターテイメント・コンベンション都市の創出

夢洲における国際的なエンターテイメント機能やMICE機能を持つ国際観光拠点の形成に向け、多くの集客や高い経済波及効果が期待できる、統合型リゾートの計画を含めたまちづくりを促進し、世界最高水準のエンターテイメント・コンベンション都市を目指すこと。

②関西観光ポータル化の推進

大阪の観光魅力の向上を図るとともに、関西各地の観光資源を活かした観光ルートの開発などを行い、大阪が海外からの観光客の「玄関口」となることを目指すこと。また、外国人旅行者等に対応するため、観光案内表示をはじめとした多言語対応の充実など受け入れ環境整備に取り組むこと。

③大阪市域全体のWi-Fi化

電気通信事業者に対する公共施設の空間開放を積極的に行い、大阪観光局や民間事業者と連携を図り、市域におけるWi-Fi設置の拡大と通信環境の改善に取り組むこと。

④水都大阪として観光拠点の活用

ベイエリア、水の回廊等河川を観光集客の拠点として官民一体で舟運を活性化すること。水辺の魅力向上とともに、運輸部門の脱炭素化に寄与する船舶の電動化を後押しするための環境整備を推進すること。

⑤客引き禁止の更なる取組

キタ地区・ミナミ地区・北新地地区・京橋地区の客引き行為等の一層の適正化を図ること及び、状況に応じて、客引き行為等適正化重点地区の追加を検討し、重点地区での客引き行為が深刻な地区においては禁止地区に向けた協議を地域と進められたい。

また、重点地区、禁止区域において追加の際には、既存エリアの巡回・指導等が維持できるよう、客引き行為等適正化指導員（警察OB）を適正配置し、22時以降の対策について、民間活力を導入するなど対応すること。

⑥インバウンドを想定した帰宅困難者・安全対策

インバウンド旅行者が、災害やテロから安全を確保するための対策と帰宅困難が発生した場合の備蓄品や施設の計画を行うこと。また、それらの対策を多言語で表示することができるよう旅行者の安全確保に努めること。

⑦路上喫煙禁止の実効性確保のための対策強化

市内全域での路上喫煙禁止の実効性を確保するため、引き続き啓発指導体制を強化するとともに、適切な分煙環境を維持するよう努めること。

公共施設に関しては、誰もが利用できる屋上等に健康増進法で定める特定屋外喫煙場所の設置を進めることにより、整備促進をはかること。
地域特性や建築物の用途に応じて民間が喫煙所を設置しやすい仕組みづくりを進めるとともに、指定喫煙所以外での路上喫煙、ポイ捨ての増加が起きないよう、令和7年度の検証結果を踏まえ、地域の実情に応じ、必要な対策を講じること。
財源については、本市が受け入れる地方たばこ税の活用も十分考慮すること。

⑧文化都市の確立

文化振興を施設等の箱モノ建設や整備だけと捉えるのではなく、大阪全体で芸術家等が活動・発表できる場を多面的に提供することを目指すこと。
大阪国際芸術祭の開催などさらなる魅力づくりに向け、具体的な計画の策定に着手すること。
I R事業者とも連携して、2030 年の開業までの間に、大阪を本拠地とする新たな文化芸術コンテンツの開発に取り組むこと。

⑨スポーツ振興

令和4年に改定した「第2期大阪市スポーツ振興計画」に基づく施策を推進され、スポーツによる健康・生きがいづくり、スポーツによる持続可能で活力あるまちづくり、人と人がつながるスポーツコミュニティづくりを図ること。
世界的な大規模スポーツイベントの誘致や、舞洲スポーツ振興事業をはじめとするプロスポーツチームとの連携、e スポーツをはじめとした新たなスポーツの推進等、子どもや市民にスポーツへの機運を高めるような施策に取り組むこと。

III. 安心できる生活のため（住民生活）

（1）学校教育及び幼児教育

①教育振興基本計画の推進

大阪市教育振興基本計画の推進にあたっては、大阪市教育行政基本条例及び大阪市立学校活性化条例の趣旨を踏まえ、校長のマネジメントの下で教員が切磋琢磨して特色ある教育を進められるよう引き続き改革を推進し、これからグローバル社会で求められる自立した人材が育成できるよう、英語教育やプログラミング教育など多様性を踏まえた教育の充実を図ること。また計画の実現にあたり、明確な達成指標の設定、進捗状況のモニタリング、未達成事項の課題発見等、取り組み状況を適時開示していくこと。

②教育行政の分権化

区長、校長、保護者・地域と連携し、地域の教育課題を地域で解決できる教育行政の分権化を一層推進させること。また、教育委員会事務局の4ブロック化においては、きめ細かい現場への支援を引き続き推進すること。
教職員の人事に関しては、総合教育センターの機能を十分に活用した上で、ブロックの意向を反映できる人材育成や人事政策を構築すること。

③教育無償都市大阪の実現に向けたさらなる取組

物価高騰や教育費の上昇を鑑み、これまでの給食費無償化に加え、学習指導要領に基づく教育活動を判断基準として、宿泊行事や教材費など、保護者負担となっている学校関係費について、可能な限り無償化を進めること。

④不登校対策

不登校にならないための施策として、日常的に相談・支援が受けられる体制を強化し、児童生徒が不安やつまずきを抱えた段階で早期に芽を摘み、安心して学び続けられる環境を整備すること。また、学びの多様化学校の検証を進めるとともに、その教育成果において、児童生徒の生きる力を養うことを前提にした柔軟な教育方法については、すべての児童生徒が自らの価値観に沿って自分に合ったものを選べるよう、公教育の多様化を進め各区における魅力ある教育環境づくりに努めること。

加えて、現に不登校となっている生徒に対してはスペシャルサポートルーム等の拡充を図り、なお登校が困難な児童生徒に対しては、ICTを活用したオンライン教育を含む教育のセーフティネットを構築すること。

⑤学校における多職種連携による包括的支援体制の強化

子どもたちを取り巻く課題が複雑化・多様化する中で、いじめ、不登校、ヤングケアラー、家庭環境の問題、SNS等に起因するトラブルなど、学校現場が抱える支援ニーズは年々大きくなっている。こうした状況に対応するため、心理・福祉等の専門職が連携して支援にあたる体制の強化が、これまで以上に求められている。

これを踏まえ、スクールカウンセラーが自殺リスクの早期発見や心理的ケアに十分な時間を確保できるよう、配置数や役割の強化を図ること。

あわせて、家庭・福祉領域の課題に対応するスクールソーシャルワーカーの常勤配置モデルを検証し、必要な学校への段階的な拡大を進めるなど、教職員と専門職が連携して支える“チーム学校による包括的支援体制”を構築すること。

これにより、課題の早期発見・早期支援につなげ、すべての子どもが安心して学べる環境を一層強化すること。

⑥いじめ対策

教育委員会の責任においていじめ対策に対する最新の知見を不斷に収集し、発見・認定及び対応をとるための科学的根拠のある取り組みを全学校園で行うよう徹底を図ること。特にいじめの発見や対応に関しては、児童・生徒のコミュニケーション環境の変化も鑑み、「教員が見つける」ことの限界も直視した上で、ICTの活用やSNSを活用した継続的ないじめ相談体制を構築するなど、より実効性の高い手法を柔軟に取り入れること。

⑦校長公募

校長を積極的に内外から広く公募し、引き続きマネジメント能力が高い人材の登用を図ること。あわせて、学校の組織マネジメント体制の確立と、管理職の負担軽減を目指し、副校长、教頭補佐（首席）、教頭補助の設置拡大を図ること。

⑧人事評価の制度構築

市立学校における教員の任用について校長の意見を反映させることができる制度を構築すること。また、人事評価については、優秀な教員の確保につながり、納得性の高い評価制度となるよう、引き続き人事評価の結果を給与及びその他の待遇に反映させることを前提にメリハリの効いた評価制度の運用を図ること。

ICTを活用した授業を効果的に行えるよう教員への支援体制の強化を図ること。

⑨教員が授業に専念できる体制づくり

中教審答申をベースに校務分掌の見直しを進め、真に教員がやるべきもの以外の業務は委託、または廃止するなど、教員が授業に専念できる体制を整えること。保護者対応などを専門家に相談できる仕組みも構築すること。校務支援におけるDX化のさらなる充実を図ること。

⑩教育現場における様々な危険回避のためのリスクマネジメントの強化

学校事故の回避に向け、学校事故の発生状況・発生率等の分析を行った上で、リソース投資の最適化の観点をもって事故防止対策を行うこと。事故発生事案・対策効果を全市的に共有・蓄積し、リスクマネジメント力の強化のための研修の充実を図ること。

⑪全国平均を上回る学力・体力の実現

低迷する大阪市の学力状況の原因を把握すると共に、その解決に努めること。全国学力・学習状況調査等を基準に、将来の目標として、全国平均を上回る学力・体力の定着を見据えた計画を策定し、年度毎の数値目標に対してP D C Aサイクルを確立することにより、全ての子どもたちに質の高い教育の提供を行うこと。

⑫多様化するニーズに対応した公教育の実現

グローバル人材の育成や、探究型学習の深化など、児童生徒・保護者の多様なニーズに応えることができるよう、幅広い選択肢の中から自分にあった教育を選ぶことのできる公教育の実現を目指して、小中学校にも公設民営の手法が可能となるよう国に法改正を求めるとともに、現在の子どもたちへの選択肢を保証する観点から、現行の制度において実現可能な公設公営学校として特徴ある教育を実施する小中学校を早期に整備すること。

⑬ICT教育

小中学校の児童・生徒に対して整備したICT端末について、学用品のように使用させるとともに、児童生徒の学力の向上のために、授業における学習支援、自宅等においての学習支援ソフトの利用、予習・復習としての授業動画の活用を進めるとともに、保護者、児童・生徒、学校との連絡利用等の実施、災害時等における連絡網を構築するなど、ICT機器の利用を最大限に図ること。ICT端末の調達の際にはメンテナンスも含めて最適なものを選択し、管理の手間についても教員に負担をかけないこと。

知識伝達はできる限りテクノロジーを活用しラーニングマネジメントの導入などによって個別最適化に努め、児童・生徒一人ひとりとの時間をより多く確保できるようにすること。

一人一台のICT端末を活用した学びを進めるため、教員が日常的にICTを効果的に活用した授業の実践ができるよう、研修などのサポート体制を充実させること。

⑭情報リテラシー教育

児童・生徒がSociety5.0の時代を生き抜いていくために、教材開発や指導支援について民間事業者にも協力を求めながら、小学校の低学年からの発達段階に応じた系統的な情報モラル教育や情報リテラシー教育の推進を図ること。

⑯生きる力を育む「性に関する指導」の充実

令和7年度の各学校での状況を総括するとともに、子どもたちに9年間のカリキュラムが必ず実施されるよう枠組みを構築すること。また、教員の理解と意識の向上に努めるとともに、外部講師の活用にも積極的に取り組むこと。

⑰学校図書館の機能強化

学校図書館の機能強化及び蔵書の充実を図り、児童・生徒の学ぶ意欲、学ぶ力を高めるサポート体制を整備すること。また、図書館の利用時間を増やすための取り組みを充実させること。

⑱部活動について

学校の部活動について、今後地域クラブへ移行した場合には、教員による教育活動の延長ではなく、目的を明確にした社会活動と位置づけること。

⑲学校配置適正化

より良い教育環境の整備を図るため、学校配置の適正化を進めること。また、教育環境の改善を着実に進めること。

園児数の減少が著しい市立幼稚園について、教育的な観点からも今後のあり方の検討を急ぐこと。

⑳児童・生徒の急増対策

市内中心部では、校舎の増築や運動会の開催が困難な程に運動場が狭いなど、校地が狭隘な学校がある。加えて、分離新設に適当な本市未利用地がないといった課題がある。今後更なる児童・生徒数の増加が見込まれる場合においては、局横断的にまちづくりの観点からも課題解決に努めること。

㉑小中学校の標準服の見直し

近年では時代に合わせた検討がなされ、大阪市内においても複数の中学校で詰襟の学生服やセーラー服からブレザーへ変更され、女子もスラックスが選択できるように見直しが行われている。学校が保護者や子どもたちから意見を聴き、多様な価値観に対応した幅広い選択が可能となるよう、教育委員会は働きかけを行うこと。

㉒幼児教育の質の向上

大阪市保育・幼児教育センターにおいて教職員・保育士等の資質向上等、乳幼児期の教育・保育の質の向上を図る取り組みを充実させること。また、私立学校園との連携を強化するため、休日等にも利用できる体制を構築すること。

㉓大阪市立小・中学校の安全対策

全国的に校内侵入事件が発生している中、本市においても毎年複数件の校内侵入が確認されている。このため、防犯カメラが未設置の学校については、新設や建替時に標準的に整備するとともに、既存校についても早急に整備状況を調査し、全ての学校で設置されるよう教育委員会が積極的に取り組むこと。また、校内防犯カメラの設置に向けた対応についても柔軟に検討すること。

(2) 妊娠・出産・子育てを一貫して支える社会の実現

①児童相談所の機能強化

児童福祉司等の拡充及び人材育成を進め、児童相談所機能の充実を図ると同時に、各児童相談所が所管内の区役所や学校、その他関連民間施設とも連携を密にし、重大な児童虐待ゼロの実現に努めること。

②子どもの貧困対策

子どもの貧困対策については、貧困の連鎖を断ち切り、家庭環境に関わらず、子どもが自らの将来を切り開くための力を身につけられる環境を整備するため、「大阪市こどもの貧困対策推進計画（第2期）」に基づき、子どもの貧困の解消に向けて着実に進捗させること。

特に子どもの貧困を生み出す大きな要因となっている両親の離婚後の養育費の不払いについて、国の動向を注視しながら、子どもの養育費の確保に向けた取組を進めること。

③共同親権支援

国の法律が令和8年4月施行だが、国の動向を注視しつつ他都市の事例を確認し必要な取組を検討すること。

④児童虐待防止体制の連携強化

深刻化している児童虐待について、区役所や保育所・学校はもとより、関連するその他の行政機関や地域ボランティア、NPO団体等における防止体制の連携を強化すること。

⑤予期せぬ妊娠を減らす取組

10代が匿名・無料で気軽に相談でき、性教育をも受けられる「ユースクリニック」増設への取組や補助金の検討など、予期しない妊娠を減らす取組を進めることと、子どもたちへユースクリニックの周知を図ること。

⑥里親委託率の向上

本市の里親委託率は国が掲げる目標を大きく下回っているため、里親となろうとする者の研修や登録等の入り口の障壁を可能な限り低減し、代替養育を必要とする子どものセーフティネットとして受け皿となる里親開拓を拡大し、里親委託を推進すること。

⑦妊娠・出産にかかる自己負担の軽減・無償化

国に対しては保険適用を要望しているところだが、妊婦健康診査について、全ての妊婦が安心・安全な出産ができるよう経済的負担の軽減のため、公費負担の充実を図ること。

⑧病児・病後児保育事業の充実

病児・病後児保育事業については、事前予約制となっており子どもの突発的な発熱等、真に必要な時に利用できないケースも少なからず発生していることから、住民生活の実態に即した使いやすい制度となるよう充実を図ること。

⑨不妊に悩む方への支援の拡充

不妊治療については、こどもを望む方が安心してこどもを産み育てられるように、国の動向や保険適用後の状況を注視し、他都市での取組も参考にしながら、本市においても、効果的な不妊治療の支援についての取組を進めていくこと。

⑩新婚・子育て世代の市内居住の促進

少子化に歯止めをかけ、活力ある大阪市を取り戻すため、新婚・子育て世代の市内居住を促進すること。さらなる定住のために、新婚・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度の一次取得要件を撤廃し、時代に即した制度に拡充すること。

⑪母子手帳交付時の対応

大阪市版ネウボラの取組を通して、保健師の顔の見える化を進めるとともに、例えば、産前産後うつやイライラしたときなどは1人で抱え込まずに、区役所や民間の相談窓口など、気兼ねなく相談できる場所があることを徹底して周知すること。また、父親に対しては、母親の体や心の変化に関する理解促進を図るとともに、妊娠期から積極的に子育てに参加するよう促すこと。

⑫きめ細かな支援を行うための体制づくり

すべての保護者が安心して子育てができるよう、きめ細かな子育て支援策を展開すると共に、子育て相談の傾聴等を通して個々に応じた適切な支援につないでいくこと。子育て支援の一層の充実のため、産前・産後のケアも含めた必要に応じた物心両面での支援体制を強化すること。

⑬子育てをサポートするためのＩＣＴサービスの充実

子育て家庭にとって必要な行政サービスを少しでも身近に感じてもらい、育児負担の軽減も図れるよう、プッシュ型での子育て情報の発信や利用者目線に立った使いやすい機能を提供するなどＩＣＴサービスの充実に取り組むこと。

また、子育て家庭が何度も区役所に行かなくてもいいように、行政オンラインシステムなどをを利用して保育所等の入所手続きができるように検討を進めること。

⑭子育て家庭へのレスパイトケア

昨今の核家族化等の状況から、保護者自身が支援を必要とする家庭が増加していると考えられ、負担軽減につながる具体的な対応が必要であることから、ベビーシッターの活用等による家事・育児支援や保護者が小休止できる支援の充実を検討すること。

⑮習い事・塾代助成事業

子育て世帯の経済的負担を軽減し、こどもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供する習い事・塾代助成事業を推進するとともに、学校施設等を活用した民間事業者による習い事・塾代助成が利用可能な課外学習の拡充に努めること。また、本事業の制度運用、広報等の課題を検証すること。

⑯親子の居場所作り

児童虐待の未然防止として、子育てプラザ・つどいの広場・子育てサロンでは親同士のコミュニケーションや気軽に子育ての相談ができる場所として利用を活性化させる取組を進めること。

また、子ども食堂やそれに準ずる民間の施設においても連携し最大限のサポートに取り組むこと。

⑯待機児童対策のさらなる推進

保育人材確保に関しては、業務負担の軽減や職場環境の改善も含め、夜間保育所の見直しなど必要な施策を実施すること。

幼稚園の認定こども園への移行、企業主導型保育事業の広報等も含め既存保育施設の最大限の利用を進め、行政区の枠を超えたエリア最適化の観点をもって施設整備を進めるとともに、保育士確保のための実効的な施策を行うこと。

⑰0～2歳児保育無償化

保育所等を利用する家庭の経済的な負担軽減に加えて、保育所等に通わない子どもにも必要な育児サポートが行き届くように、市長が定めたロードマップ通り保育環境の整備に努め工程通りに進めること。

⑲認可外保育施設への制度拡充

近年、保育ニーズの高まりの受け皿として、企業主導型保育事業を含む認可外保育施設の役割が高まってきている。そういう現状を踏まえ、認可保育施設に入れず、認可外保育施設を選択せざるを得ない家庭に対しては、0～2歳児の第二子への無償化の対象となるよう制度拡充を図ること。また将来に向けて0～2歳の第一子への制度拡充を図ること。

⑳外国につながる未就学児への支援体制の充実

外国につながりのある未就学児の増加に伴い、保育所・幼稚園等では、保護者との意思疎通が不十分なことによる安全確保上の課題などが生じていることから、職員が確実に情報共有できる環境を整備するため、翻訳支援の充実や多文化理解の促進など、未就学段階から切れ目なく対応できる支援体制を構築すること。

㉑小児がん等の重い病気を抱える子どもと家族への包括的支援の充実について

医療技術の進展により、小児がん等の重い疾患を抱える子どもが、長期治療や在宅療養を行いながら生活するケースが増加している。一方で、子どもや家族は身体的・精神的負担や孤立を抱えやすく、病気であっても子どもが子どもらしく生き、家族が安心して療養に向き合える環境整備が求められている。そこで本市において、医療・教育・福祉・地域が連携した小児緩和ケア体制の構築に向け、実態把握を行うとともに、民設民営による子どもホスピス等の緩和ケア施設の開設に対し、財政支援を含めた支援の構築を進めること。

(3) 医療

①中之島の未来医療国際拠点づくりの推進

中之島4丁目地区のまちづくりは、社学・産学連携拠点や、再生医療をはじめとする「未来医療」の国際拠点の実現に向けて、国、民間企業の参画や協力、支援を確保しながら、推進していくこと。

②ギャンブル等依存症対策

I R開業を見据え、若年層を含む依存症予防啓発の強化と、早期に相談につなげる体制整備を進めること。

(仮称) 大阪依存症対策センターについては、基本計画の策定と専門人材の確保を着実に行い、速やかに開設すること。

また、市民に寄り添う支援を、本市として主体的に拡大していくとともに、実態調査を実施し大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画の目標値を達成できるよう、実効性のある対策を推進すること。

③産科、小児科、救急医療等の充実、強化

医師不足等のため民間の医療機関で手薄となっている産科、小児科、救急医療等が充実、強化されるよう、大阪府をはじめ関係機関とも連携して積極的に取り組むこと。

④がん検診・特定健診の受診率向上

受診率が低いがん検診等の受診機会の拡大を行い、民間および専門家の持つノウハウの活用や、成果連動型の発注方法などに加えてイベント会場等での検診ブース設置も検討し、これまでの取組を超えて受診率を高め、市民の健康保持増進に努めること。

また、目標値を年度ごとに定めて達成していくこと。

⑤将来のパンデミックに備えた保健所体制の強化

感染症発生時における迅速な人員体制の構築、実践的訓練を含めた研修の実施など、将来のパンデミックに備えた保健所体制の強化に取り組むこと。

⑥予防接種促進

データ化された予防接種台帳を活用する等、必要に応じて未接種者への接種勧奨を行い、定期接種の接種率を向上させるとともに、任意接種となっているおたふくかぜやインフルエンザ、風疹などの予防接種について、政令他都市並みの補助の拡大を検討すること。

特にインフルエンザにおいては、親の負担軽減や学校の授業確保の意味からも、早急に補助の拡大を行うこと。

予防接種に際しては、ワクチン接種の希望者への供給が担保できるよう取り組むこと。

(4) 福祉（高齢者福祉、生活支援及び障がい児者支援）

「大阪市地域福祉基本計画」に基づき、施策の充実を図るとともに、各区の実情に応じた地域福祉の取組を推進すること。

①地域包括ケアシステムの構築、特別養護老人ホームの整備等

医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体的な提供を行う地域包括ケアシステムを構築し、さらに地域の特性・実情に応じた深化・推進に向けて、サービス提供体制の整備を進めるとともに、認知症高齢者支援施策の充実を図ること。

特別養護老人ホームについては、要介護認定者数の増加に対応し、必要性・緊急性が高い入所申込者が、引き続き、概ね1年以内に入所が可能となるよう整備補助を行うこと。また、必要な地域に整備されるようバランスを取りながら、計画的な整備を進めると共に、協力に応じた施設の大規模修繕工事への支援を図ること。加えて、介護老人保健施設等を必要な地域に整備を行い、施設・居住系サービスの充実を図ること。

②健康寿命延伸に向けた予防・健康づくり

近年、平均寿命の延伸が顕著となり、平均寿命の延びとともに医療・介護を必要とする高齢者数も増大し、これにより、現時点においても社会保障費は増加しており、今後さらに負担が大きくなることが見込まれる。健康寿命を延ばし、元気で健康に過ごしていただくためにも、健常から要介護へ移行する中間の状態である「フレイル」の段階で適切な支援を受けることにより、多くの高齢者が生活機能の維持・向上を目指すことができる。

本市においても、今年度から開始した「すかいプロジェクト」等の取組を生かしながら、フレイル対策を含めた高齢者の保健事業と介護予防を一体的に推進していくこと。あわせて、介護保険料の増加抑制の観点からも、不必要的利用控えが生じないよう、本市の現状を的確に把握・検証し、実効性のある介護予防施策につなげていくこと。

③総合的な相談支援体制の充実

複合課題を抱えた要援護者等に対し的確に対応するため、区役所が調整機能を発揮し、ダブルケアなど複合的な課題に関しても重層支援を福祉部門だけでなく各相談支援機関と地域と一体となった総合的な相談支援体制の充実を図ること。

④生きることの包括的な支援としての自殺防止対策の推進

本市においては、若年層や女性の自殺者数が高止まりし、SNSを起因としたトラブルや孤立、経済的不安など、複合的な要因が背景にある。こうした現状を踏まえ、自殺対策を「生きることを支える包括的な支援」として位置づけ、早期発見・早期支援につながる取組を強化することが求められる。

そのため、関連施策の周知広報を一層進めるとともに、関係部署が連携してリスクの兆候を共有できる体制を構築すること。あわせて、自殺リスクの理解や初期対応を習得するための職員研修を実施し、庁内で共通の認識と対応手順を確立すること。

さらに、令和8年度に実施される「こども・若者の実態調査」の結果を、自殺対策に着実に反映し、若年層の実情に即した効果的な支援策の立案・見直しにつなげること。

⑤生活保護の適正化

生活保護の不正受給を徹底的に排除するとともに真に必要な方に対しては救済すること。

また、働くものには就労指導を徹底するとともに、明らかに扶養義務を果たすことが可能と認められる扶養義務者がいる場合はその義務を果たさせる等により適正化を進めること。

さらに、生活保護費の約半分を占める医療扶助の適正化も喫緊の課題であり、特に、電子レセプトデータの徹底した点検を行うとともに、頻回受診や重複受診者に対する適正受診指導及び過剰な投薬への対策などの取り組みを強化し、さらなる医療扶助の適正化を進めること。

⑥ひきこもりへの支援体制の構築

本市はこれまでにも生活保護の適正化に取り組んできたが、8050（ハチマルゴーマル）問題、2040年問題など対策は待ったなしの状況であり、この世代でひきこもりとなっている方が、今後、老後の備えのないまま生活保護に至らないため

の対策は急務である。そのため、ひきこもりとなっている方々のニーズに合った今後の支援体制等の構築に取り組むこと。

⑦障がい者支援の充実

関係局の連携強化や、早期支援・早期療育体制の構築、特別支援教育の充実、就労支援の充実等、ライフステージに応じた乳幼児期から成人期までの一貫した支援を行うこと。療育の認定医療機関との連携を行い、認定期間の短縮に努めること。

また、乳幼児期における障がいについては、早期発見・早期支援に関する重要性が高くなるため、早期の診断、診断の精度の向上、親への客観的な評価データの提供、関係者間のデータ共有を実現するためにも、現場においてＩＣＴを利用した評価補助装置等の充実を図るとともに、関係機関において寄り添った相談支援を行うこと。

⑧障がい者の子育て支援

子育て相談支援を担当する部署に障がいの知識を身につける研修等を導入するとともに、障がい者が子どもの親となった場合の専門的な相談支援機関を設置するなど、支援の構築に努められたい。

⑨障がい児支援の充実

障がい児通所支援は、障がい児の発達を支え自立へとつなげる重要な支援であり、利用者負担の重さによって、支援の必要な子どもたちが支援を断念するようなことがないよう、サービスの利用状況等にかかる実態把握を行い、サービス提供基盤の確保に努めるとともに、利用者負担の引き下げに向けて取り組むこと。

⑩重症心身障がい児者支援のためのショートステイの拡充

在宅の重症心身障がい児者の地域生活を支援するため、医療的ケアに対応したショートステイの拡充等を図ること。

⑪認定事務の迅速化

介護・障がい分野において、サービスの利用者増により、認定事務の遅延が生じないよう、人材確保・委託の適切な活用を進め、申請から認定までの期間の短縮を図り、介護は法で定める原則30日以内、障がいは要綱で定める原則45日以内の認定を実現すること。

⑫手話に関する施策の充実

「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」の制定を踏まえた支援の充実を図ること。特に、聴覚障がい者が災害避難所で、負担なくコミュニケーションを行うため、ＩＣＴを活用し他都市との相互協約などによる遠隔手話通訳の活用をすすめること。

⑬福祉乗車証のＩＣカード化

令和9年度から実施予定の無料乗車証のＩＣカード化については、利用者が安心して移行できるよう、円滑な導入に努めるとともに、割引証についても技術的な課題を解決し、速やかに移行すること。

また、ＩＣカード化に伴う交付金増大の課題については、引き続きOsaka Metroとの連携協力関係等をもとに、市費負担の削減に取り組むこと。

⑭社会福祉施設等に対する物価高騰対策支援

この間、国の経済対策である「重点支援地方交付金」の事業メニューとして実施してきた社会福祉施設等に対する食料品や日用品価格等の物価高騰に対する支援を継続すること。

(5) 防災

①大規模災害対策の推進

南海トラフ巨大地震のみならず、直下型地震、気候変動の影響により頻発化・激甚化する台風、大雨の発生に備え、津波、高潮、大規模火災等への対策や地下空間の防災力強化等を積極的に推進すること。また、大規模災害対策の推進に関し、市営住宅等公的賃貸住宅の空き家活用、民間賃貸住宅の積極的活用、仮設住宅の設置等に関し広域的な視点から府市連携を進め、防災機能を強化すること。さらに、対策を計画通りに進めていくためにも、国への予算要望の際に危険物貯蔵施設並びに大規模避難施設が立地する箇所の重点配分や財政支援制度の拡充・創設などの措置を求める。加えて、都市化に伴う地下水の影響や法面などの対策も調査研究をおこなうこと。

②避難所等のインフラ強化

災害発生時の避難所としての学校や区民センター、避難場所としての公園などの公的施設および民間ビル、マンションの緊急避難場所の機能について確保し、備品・備蓄の充実や避難所の運営の強化を図ること。また、災害時の被害を最小限に抑えるための無電柱化・共同溝建設に加えて、能登半島地震を踏まえて上下水道耐震化計画に基づいた耐震化を早期に進めること。さらに、近年の不安定な国際情勢を踏まえ、万一のミサイル攻撃なども想定した緊急一時避難施設の指定を急ぐこと。

③ICTを利用した災害時の情報収集と発信

災害発生時には避難所情報はもとより、水道・電気などのライフラインに関する情報や、学校園をはじめとした行政施設の運営状況など市民に必要となる多種多様な情報を正確かつ適切なタイミングで発信すること。とりわけSNSを活用したプッシュ型の発信や、HPの表示順序を変えるなどのプル型情報への適切な誘導などICTを効果的に活用した情報発信の仕組みの充実に取り組むこと。

④大規模災害に対する消防力強化

大規模災害発生時に、1つの指揮系統の下、機動的に救援できる体制を整備するため、消防施設・装備の充実、大阪府内消防の一元化「大阪府消防広域化推進計画(1ブロック)」などを見据えて消防指令室の連携等を進め、消防力強化を大阪全体で図ること。

⑤適正な救急車利用の推進

救急件数の増加に対してはこれまで救急隊の増隊で対応しているが、救急安心センターおおさか事業を充実させるほか、抜本的な取組により不要不急の救急車利用を抑制させるなど、適正な救急車利用を推進すること。

⑥地域防災組織の強化

昨今の多様な大規模災害に応じて、現実の災害発生時に迅速かつ安全な避難や災害弱者へのきめ細かい対応ができるよう、現在の行政区の危機管理機能を充実させるとともに、地域の防災組織の機能を強化するための支援を行うなど、平時の訓練等が真に実効性のあるものとなるような創意工夫を図ること。

⑦災害備蓄物資の調達・保管業務の外部委託

自然災害の多発化、激甚化、南海トラフ地震などの災害に備え職員の方には災害対応に集中してもらうため、各備蓄拠点の確保や備蓄物資の調達・管理・配送などをトータルで行うための手法の民間活用の実効性について、マーケットサウンドィングの結果を受け民間事業者備蓄物資管理の外部委託を進めること。

⑧民間資本を活用した多機能案内板等の設置

広告料を利用した民間投資等により、地域の掲示板や道路案内板等のデジタルサイネージ化を行うことで、災害時に役立つ、多言語・Wi-Fi・防犯カメラ・蓄電といった、多機能な案内板の設置を促進すること。

⑨密集市街地の整備と住宅等の耐震化

密集市街地の総合的な整備を推進するとともに、住宅・建築物の耐震化を積極的に促進すること。現在の解体や建て替え、耐震化などの補助事業を民間と協力し推進すること。

⑩受援計画の策定

大規模災害が頻発する昨今の状況に鑑み、本市が被災した場合に市民生活への影響が出ないよう、受援対象業務の整理や応援側との役割を明確化するなど、膨大な災害対応業務の円滑な処理に向け受援計画のさらなる充実を図ること。

⑪要支援者個別避難計画の早期策定

避難時に支援が必要な要支援者については、個別の計画策定が進められているところであるが、取組をさらに加速させるため、地域への支援を強化すること。

⑫公衆浴場への支援

公衆浴場については、公衆衛生施設として、日常、および災害時には特に必要不可欠な施設であるため、現在実施している基幹設備の維持補修費用に係る補助等、継続的な支援を行うこと。

⑬廃校後の避難所への空調機の配置

避難所として指定されている廃校後の体育館等にも、環境整備の観点からも空調機が必要であるため、他都市で導入されている移動式のリースで用意できる空調機の検討を行うこと。

